

《よくある質問集(Frequently Asked Questions) (施工(調査等)管理業務)》

2018/11/15版

| 番号 | 項目 | | 質問 | 回答 |
|----|----------|---------|--|--|
| 1 | 業務全般 | 契約変更 | 個別契約の履行途中で管理員Ⅰを変更しようとしたが、代わりの管理員Ⅰが配置できない場合、その取扱いはどうなるのですか？ | 実際の配置に応じて契約変更することになります。 |
| 1 | 業務全般 | 契約変更 | 施工管理員の残業時間は、どうやって管理されるのですか？また、契約変更の対象なのですか？ | 発注者は、受注者の労働者である管理員の残業時間を管理することはありません。受注者の代行者である管理技術者が労務管理することになります。したがって、管理員の残業時間の多寡は、契約変更の対象でもありません。 |
| 1 | 業務全般 | 管理技術者変更 | 管理技術者が入院した場合は変更できますか？ | 管理技術者の病休、死亡、退職、出産、育児、介護といった理由がある場合の変更要件は、共通仕様書に規定しています。変更する場合は、内容を確認して監督員と協議してください。 |
| 1 | 業務全般 | 管理員変更 | 配置している管理員を変更する場合の要件はありますか？ | 基本契約期間が長期間になる場合もありますので、管理技術者を除く管理員の変更に係る要件は規定していません。(管理技術者については上記のとおりです。)個別契約の履行途中で管理員を変更する場合は、基本契約書第14条第四項の規定に従って、変更の管理員届を提出してください。なお、管理員の人数や配置期間を変更する場合は契約変更に該当しますので、別途監督員に協議してください。 |
| 2 | 管理員の資格要件 | 公的資格 | 今回の見直し(2018年10月)で、新たに加わった公的資格はありますか？ | 追加した公的資格はありません。今回の見直しでは、管理員の資格要件と公的資格とを1対の関係になるように見直しました。 |
| 2 | 管理員の資格要件 | 公的資格 | 現在契約中の業務において管理員を増員する場合、新たな資格要件は適用できますか？ | 管理員の資格要件は共通仕様書に規定しています。1つの契約において2種類(〇〇年〇〇月版)の共通仕様書を適用することはありません。したがって、適用できません。 |
| 2 | 管理員の資格要件 | 管理員の格 | 契約中の業務において、管理員が現在の格より上位の格に必要な公的資格を取得した場合、管理員の格の変更に伴う契約変更はできますか？ | 契約中の業務における管理員の格の変更に伴う契約変更はできません。次回以降の個別契約の締結手続において、新たな管理員の格を反映した形で業務実施体制を提出して下さい。 |
| 2 | 管理員の資格要件 | 管理員の格 | 契約中の業務において、管理員補助が管理員Ⅰ～Ⅲに必要な公的資格を取得した場合、管理員の格の取得に伴う契約変更はできますか？ | 契約中の業務における管理員の格の取得に伴う契約変更はできません。次回以降の個別契約の締結手続において、新たな管理員の格を反映した形で業務実施体制を提出して下さい。 |
| 2 | 管理員の資格要件 | 認定制度 | 日本道路公団のときにあった認定制度で管理員資格を有している管理員は、今後も配置できますか？ | 認定制度で管理員資格を有している管理員は、引き続き配置できます。今回の見直しは、公的資格の有資格者に係る管理員資格の見直しになります。詳しくは、共通仕様書の規定を参照してください。 |
| 2 | 管理員の資格要件 | 管理技術者 | 管理技術者に必要となる「通算3年以上の業務経験」には、設計業務の実務経験は含まれますか？ | 含まれません。施工(調査等)管理業務の業務経験だけとなります。 |
| 3 | 入札契約方式 | 入札方式 | 標準プロポーザル方式、いわゆる指名競争方式が少なくなるのは、設計業務も同じですか？ | 施工管理業務が対象であり、設計業務は従前どおりです。今回の見直しで、発注者が指定できない共同事業者方式を導入したため、公募型プロポーザル方式が主流に変わります。なお、共同事業者方式を適用しない案件では、標準プロポーザル方式もあります。 |
| 3 | 入札契約方式 | 共同事業者 | 共同事業者における構成員の数に上限はありますか？ | 構成員の数に上限はありません。 |
| 3 | 入札契約方式 | 共同事業者 | 共同事業者は、企業結合関係 [※] にある会社と構成できますか？ [※] 企業結合関係とは、会社法等に規定される、一定の資本関係または人的関係をいう。 | 構成できます。しかしながら、企業結合関係にある複数の会社が、同一案件に競争参加することはできませんので、御注意ください。 |
| 3 | 入札契約方式 | 共同事業者 | 共同事業者方式に必要な書類や手続きには、どういったものがありますか？ | 競争参加申請時に「共同事業者協定書(案)」の提出が必要となります。また、契約締結時には、基本契約書に共同事業者の構成員全員の押印もしくは署名が必要となります。 |
| 3 | 入札契約方式 | 共同事業者 | 共同事業者では、代表者以外の変更はできますか？ | 共同事業者は、民法第667条の規定に基づく組合契約とみなしています。組合契約では、構成員の変更は構成員間で決めることになっています。詳しくは、「共同事業者協定書標準例」を参照してください。 |

《よくある質問集(Frequently Asked Questions)〔施工(調査等)管理業務〕》

2018/11/15版

| 番号 | 項目 | | 質問 | 回答 |
|----|---------|------------------|---|--|
| 3 | 入札契約方式 | 共同事業体 | 共同事業体における代表者以外の構成員に業務実績は必要なのですか？ | 競争参加申請には不要です。 契約締結後、当該業務が完了した場合は、業務実績情報システム(テクリス)への登録により業務実績となります。 |
| 3 | 入札契約方式 | 共同事業体 | 単体受注している現在契約中の業務において、共同事業体方式に変更できますか？ | 共同事業体方式に変更すると、基本契約書を始めとする契約関係書類のほとんどが変更になります。そのため、現状においては、契約変更することは考えていません。 |
| 3 | 入札契約方式 | 業務実施体制 | 発注者の想定が「3名体制」であるが「管理員 I の2名体制」で提案した場合、どのように取り扱われるのですか？ | 業務実施体制が適切であると判断した場合は、提出資料に記載してある管理員の格、人数、配置期間のとおりに設計金額を算出します。 また、原則として、業務実施体制(人数や配置期間の多寡等)は技術評価の対象にはしていません。 |
| 3 | 入札契約方式 | 業務実施体制 | 個別契約の履行途中で管理員を増員させる必要が生じた場合、どのように判断したらいいのでしょうか？ | 基本契約書第20条や第21条に規定される設計図書の変更が生じた場合は、管理員の増減は契約変更の対象になります。 しかしながら、上記以外の場合は、原則として契約変更の対象にはなりません。 |
| 3 | 入札契約方式 | 業務実績(競争参加要件) | 競争参加要件における「企業の業務実績」は、「基本契約」の業務実績ですか？ それとも「個別契約」の業務実績ですか？ | 「個別契約」の業務実績になります。 |
| 3 | 入札契約方式 | 業務実績(業務実績情報システム) | 業務実績情報システム(テクリス)への登録は、「基本契約」の内容ですか？ それとも「個別契約」の内容ですか？ | 「個別契約」の業務内容になります。 |
| 4 | 積算基準 | 滞在費 | 滞在費が必要な場合、どのようにして申請するのですか？ | 滞在費については、業務実施体制に係る資料において、管理員ごとに必要性(計上の有無)を記載して提出します。発注者は、提出資料に基づいて設計金額を算出します。 契約締結後は、管理員届で管理員ごとの所属部署を確認することになります。 |
| 5 | 業務効率化 | 補助作業員(全般) | 個別契約の履行途中で、補助作業員の追加や変更はできますか？ | 補助作業員に係る人数、もしくは区分については、原則として契約変更できません。 一方、人数や区分の変更を伴わない、個人の変更(Aさん⇒Bさん)については制限していませんので、変更できます。 |
| 5 | 業務効率化 | 補助作業員(全般) | 補助作業員に対する経費(その他原価、一般管理費等)は、計上されますか？ | その他原価は直接人件費に対する費用であり、一般管理費等は直接人件費及び直接経費に対する費用です。 補助作業員は現場業務管理費であり、どちらの経費に対しても計上対象となりません。 |
| 5 | 業務効率化 | 補助作業員(管理員補助) | 共通仕様書2-2に規定された業務内容のうち、工事の監督業務について、管理員補助として配置された者が単独で実施できますか？ | 管理員補助で配置された者は工事の補助監督員ではないため、工事の監督業務を単独で実施することはできません。 |
| 5 | 業務効率化 | 補助作業員(管理員補助) | 管理員補助として配置された者に、滞在費は計上されますか？ | 滞在費は直接人件費として計上する管理員に対する費用であり、現場業務管理費である補助作業員は計上対象ではありません。 |
| 5 | 業務効率化 | 補助作業員(CADオペレータ) | CADデータをパソコンで印刷する作業しかない場合であっても、CADオペレータとして扱われますか？ | CADオペレータとは、CADを用いて図面をパソコン上に作成、調整もしくは修正する者をいいます。 したがって、印刷作業のみの場合は、CADオペレータとして扱いません。 |
| 5 | 業務効率化 | 補助作業員(CADオペレータ) | 事務員の中にもCADが操作できる者がおり、またCAD作業が頻繁に発生しない場合もあります。事務員とCADオペレータとの明確な区分はありますか？ | 補助作業員は現場業務管理費(経費)であり、業務履行報告を求める対象でもありません。 したがって、明確に区分していません。 業務実施体制に係る書類作成にあたっては、実際に配置されている管理員へ業務実態や必要性を聴いて技術提案をしてください。 |
| 6 | 中期計画 | 公表対象 | 公表の範囲や内容は、何ですか？ | 当該年度を含めた3年間の四半期ごとの計画要員を公表しています。 なお、最右欄に4年後以降の契約継続の有無も明示していますので、併せて参考にしてください。 |
| 7 | 年度発注見通し | 公表対象 | 公表の範囲や内容は、何ですか？ | 4月公表では、当該年度の発注案件に加えて、翌年度1/四半期の発注案件を公表しています。 また、10月見直し公表では、当該年度下半期の発注案件に加えて、翌年度2/四半期までの発注案件を公表しています。 公表内容は計画であり変更になる場合もありますが、中期計画と併せて参考にしてください。 |